



神奈川県

KANAGAWA

障がい者
雇用に向けて
ともに

歩

む

神奈川県では
障がい者の職業的自立と社会参加をめざして
障がいの有無にかかわらず
すべての人が働きやすく
能力が発揮できる職場環境づくりを進めています



障がい者雇用
事例集

このリーフレットは障がい者雇用を検討している企業の皆様にご覧いただき、少しでも障がい者雇用に関する不安や疑問が解消され、本県の障がい者雇用が推進されるよう、障がい者雇用に取り組む企業などのご協力により作成しました。

障害者雇用促進センターの取組

▶企業訪問

神奈川県に本社のある法定雇用率未達成中小企業の訪問

当センターの障害者雇用普及啓発員が、障がい者雇用の普及啓発活動の一環として企業訪問し、企業ニーズに応じた支援を提供しています。

神奈川県に本社があり障がい者を雇用している中小企業を訪問

障がい者雇用事例の聞き取り活動のほか、企業ニーズに応じて障がい者の雇用継続や新たな障がい者雇用のための支援を実施しています。

神奈川県内に事業所を置く企業からの依頼に基づく活動

企業規模、本社所在地を問わず、県内に事業所を置く企業から、障がい者雇用に関する支援依頼に応じています。活動範囲は、原則神奈川県内が対象です。

▶様々な支援メニュー

1 出前講座

障がい者雇用の現状・仕組み、障がい特性、採用に向けた留意点など、企業のニーズに応じて内容を組み立てて実施します。

雇用管理者向け、従業員向けに分けて実施したり、検討段階から採用後に至るまでの間に複数回実施したりすることも可能です。

講師は、当センター職員が務めますが、内容によっては社会保険労務士が対応する場合があります。

2 就労支援機関見学

(企業の職員が就労支援機関を見学するもの)

障がい者雇用を検討している企業に向け、障がい者の理解促進を図るために実施します。

※ 雇用したことのない障がい種別の方が利用している就労支援機関を見学したいというニーズにも応えます。

当センターで地域の就労支援機関と調整のうえご案内します。

3 障がい者雇用経験のある企業見学及び企業事例紹介

既に障がい者を雇用している「先輩企業」へ障がい者雇用を計画している企業の担当職員をご案内します。

訪問先の「先輩企業」職員から、障がい者雇用の取り組み、雇用継続のためのポイントを直接説明していただきます。

訪問先企業は、当センターで調整、依頼を行い、当日は同行します。

4 仕事の創り出し相談

仕事の創り出しに関する、様々な相談に応じます。なお、実際の業務選定や創り出し作業は企業が中心となって行います。

5 支援機関職員向け企業見学会

(支援機関職員が企業を見学するもの)

障がい者雇用をはじめの企業へ就労支援機関職員が訪問するもので、障がい者が見学をする前段階で雇用環境や条件を知っていただきます。当センターで参加希望の就労支援機関を募り、企業と日程調整のうえ実施します。

6 利用者企業見学への同席(企業への助言)

企業と就労支援機関が日程調整をして、就労支援機関の利用者が企業見学を実施する際に当センター職員が同席し、企業に合理的配慮事項等のアドバイスを行います。

7 求人・採用アドバイス

企業に求人、採用面接等における留意点を訪問又は電話でアドバイスします。(助成金アドバイスを含む)

8 実習コーディネート

企業が採用前実習を実施する際に、実習受入時の留意点について助言等を行います。

9 雇用継続アドバイス

障がい者の雇用継続に向けてアドバイスを実施します。

10 社会保険労務士相談

賃金形態・就業規則・雇用契約・福利厚生制度・差別禁止に関する相談体制の整備等、障がい者雇用に関するチェックポイント等を社会保険労務士がアドバイスします。企業のニーズを当センターで社会保険労務士と事前に調整のうえ実施します。

社会保険労務士相談は、1企業1回限りとなります。

コヨウヨイ

[問合せ] 県障害者雇用促進センター ☎045-633-5441 (直通)



障がい者雇用に取り組む事業主への支援制度

障がい者雇用に取り組む企業を支援するため、助成金をはじめとする各種制度があります。それぞれの制度には利用要件がありますので、必ず問合せ先に確認してください。

助成金・補助金関係

● トライアル雇用助成金

障害者トライアルコース

障がい者をハローワーク等の紹介により、一定期間試用雇用を行う場合に助成されます。

問合せ ハローワーク

● トライアル雇用助成金

障害者短時間トライアルコース

直ちに週20時間以上勤務することが難しい精神障がい者及び発達障がい者について、3か月から12か月の期間をかけながら週20時間以上の就労を目指して試用雇用を行う場合に助成されます。

問合せ ハローワーク

● 特定求職者雇用開発助成金

特定就職困難者コース

障がい者などの就職困難な者をハローワーク等の紹介により継続雇用する労働者として雇入れる場合に助成されます。

問合せ ハローワーク

● 特定求職者雇用開発助成金

発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース

発達障がい者または難治性疾患患者をハローワーク等の紹介により継続雇用する労働者として雇入れる場合に助成されます。

問合せ ハローワーク

● キャリアアップ助成金

障害者正社員化コース

障がいのある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等へ転換した場合に助成されます。

問合せ 神奈川県労働局 神奈川県助成金センター
☎045-650-2859

● 障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金

障がい者の雇入れや雇用の継続を行うために必要となる施設・設備の整備や、雇用管理を図るために特別な措置を実施する場合に、その費用の一部が助成されます。

問合せ (独)高齢・障害・求職者雇用支援機構
神奈川県支部 高齢・障害者業務課
☎045-360-6010

● 神奈川県精神障害者職場指導員設置補助金

精神障がい者を雇用し、職場指導員を設置して、障がい者が職場に定着できるよう配慮している中小企業(従業員数43.5人以上100人未満)に、県から補助金が支給されます。

問合せ 県雇用労政課 ☎045-210-5871

● 神奈川県特例子会社・ 特定組合等設立支援補助金

これから県内に特例子会社や特定組合等(算定特例となる事業協同組合等)を設立しようとする事業主に対し、設立プランの策定に要する経費等について県から補助金が支給されます。

問合せ 県雇用労政課 ☎045-210-5871

その他

● 税制上の優遇措置

障がい者を雇用する事業所に対し、事業所税の軽減措置、助成金の非課税措置等、税制上の優遇措置があります。(不動産取得税・固定資産税の軽減措置は令和5年3月31日をもって終了。経過措置あり。)

問合せ 税務署、県税事務所、市町村役場、ハローワーク

● 障害者就職促進委託訓練「トライ!!」

障がい者の就職を促進するため、企業、NPO法人、民間教育訓練機関等に委託して行う職業訓練です。訓練の受託が可能な企業は、お問合せください。

問合せ 神奈川県障害者職業能力開発校 ☎042-744-5558

● 県による障害者雇用企業等からの物品等調達制度

障がい者の雇用に努める県内企業や福祉的就労に取り組んでいる施設などから優先的な物品等の調達を推進する制度です。

問合せ 県調達課 ☎045-210-6717

● かながわ障害者雇用 優良企業認証制度

障害者雇用率が4.0%以上の中小企業等を県が「かながわ障害者雇用優良企業」として認証する事業です。県の障害者雇用企業等からの物品等調達制度の対象となることができます。また、シンボルマークを会社案内や名刺等に使用して、障がい者雇用に積極的に取り組んでいることをPRできます。



かながわ障害者雇用優良企業

▲シンボルマーク

問合せ

県雇用労政課 ☎045-210-5871

[お話を伺った方] 土屋代表取締役副社長、C総務課長

▶ リワーク支援

障がい者雇用の取組のきっかけは、ハローワークの合同面接会に参加することになってからですが、入社後に障がい者手帳を取得された社員もいます。リワーク支援の際には主治医と面談して本人の状態把握および配慮について伺いました。Aさんは元々営業職でしたが、休んでも他の社員が対応可能な管理業務へ移っていただくことにしました。

▶ 正社員としての雇用を維持

一緒に働いている社員はご本人の休職前のとても辛そうな姿を見ており、出社できることだけでも良かったという思いで、温かく迎え入れています。「無理をさせない」ということにも社員が理解を示し、自然に配慮しています。会社としても、正社員としての雇用形態を変えるという選択には至りませんでした。

負い目に感じず理解をしてもらう

ハローワークの合同面接会に参加し、こちらに就職しました。自分の障がいを負い目に感じず、周囲に理解してもらうことが大切だと思います。自信を持って長く働ける環境、ここで働いていて良かったと思える会社に、きっと出会うことができると思います。



Bさん

企業からのメッセージ

一人一人を認め、皆が明るく生き生き活躍する

障がいのある方だけではなく、心のバリアをなくし、一緒に働く仲間として受入れ、認め合うことで、その人に合った様々な活躍の場を提供することができます。社員皆が明るく生き生きと働くことができるような環境であれば、辞めずに働き続けていただけたらと思います。

[お話を伺った方] A施設長

▶ いつでも話し合える職場

得手不得手があることは障がいのある方もない方も皆同じです。職員一人ひとり異なる個性として捉え、相談事があればいつでも話し合える職場になるように心がけています。

▶ 配慮は分け隔てなく

対人援助の業務なので、サービス利用者にとって無理がなく、人柄が良い方を採用しています。サービス利用者・職員共に健康面にはたいへん気を使いますし、変則勤務で生活リズムの調整が難しい職場なので、夜勤明けの翌日は休日にしたり、不安があると職員から話があった業務については調整したりする配慮を全職員に対して行っています。



Bさん

無理はせず、自分のペースで

「人対人」の介護の仕事には落ち込むこともありますが、寄り添ってくれる仲間がいれば乗り越えられますので、無理せず、自分のペースで働いていただきたいと思っています。

サービス利用者からの言葉が嬉しかった

働き始めて間もないのですが、サービス利用者から「あなたが来てくれて嬉しい」との言葉をいただいた時に、職員として認められていると感じ、嬉しかったです。



Cさん

企業からのメッセージ

全ての職員が長く働き続けられるように

障がいのある方も一人の職員として見て、職場全体が働きやすい・話がしやすい環境作りが大切だと思います。また、どのような仕事が適しているかは、障がいのない方と同様に、応募された方一人ひとりの適性を見極めが重要だと思います。

株式会社ムラノセイコー

〔事業内容〕金属加工業
〔常用雇用労働者数〕75人

〔お話を伺った方〕村野取締役社長

▶ 取組のリスタート

会社としては以前から障がい者雇用を行っていましたが、退職者やマッチングの難しさなどで雇用が途絶えていた時期に県障害者雇用促進センターの訪問があり、取組を進めることができました。障がいのある方は総務部に所属し、掃除（トイレ清掃、窓拭き等）や草取りなどの環境整備を行っています。

▶ 支援機関との連携を

支援機関の方から、事前に彼の特性やできる範囲などを示していただきましたし、就職する準備を一緒にしていただけました。また、採用後、まだ慣れていない時に、会社に直接話せないことを支援機関の担当者が聞いてくださり、こちらも支援機関の方に質問ができ、とても助かりました。

体験実習で働きやすい職場へ

こちらで実習をしてみて、職場の雰囲気が良く、自宅からも近いので就職することにしました。働いてみて、社員の方々が優しく、皆さんと色々な会話もできるの、働きやすいです。これからも、ずっとこの会社で働いていきたいと思います。就職活動は色々大変ですが、精一杯頑張れば良い職場が見つかると思います。



田島 さん

企業からのメッセージ

職場定着は充実感が大切

障がいのある方にもできるだけ長く勤めていただきたいと思います。そのため、どれだけ充実感を持って働くことができるかということも大切な要素のひとつだと思います。また、我々のような中小企業でも、支援機関などと連携して取り組めば、障がい者雇用のハードルは高いものではないと思います。受入れ段階から定着まで、相談しながら取り組めるので、とても助かります。

社会福祉法人興寿会

〔事業内容〕特別養護老人ホーム、デイサービス等の運営
〔常用雇用労働者数〕83人

〔お話を伺った方〕坪内事務長

▶ 一から育てる、得意な面を活かす

近隣の特別支援学校を直接訪問したのが取組の始めです。障がいのある方をこの施設を動かしていく一員として、「一から育てていこう」、「得意な面を活かしていこう」と考え、家族や関係機関と連絡を取り合いながら、業務とのマッチングの仕掛けづくりをしました。

▶ 仕事を続けたいくなる仕掛け

障がいのある方のキャリアアップのためにどんな仕掛けが必要か、どんな方法が相手にとってわかりやすいかといった取組の繰り返し、試行錯誤のプロセスが「仕事を続けたいくなる」意欲につながるのではないかと思います。

いろいろな仕事にチャレンジしたい

特別支援学校の実習をきっかけに、この施設で働き始めました。高齢者の方々からも、「ありがとう」と声をかけてもらえるとうれしくなります。これからも施設の職員の皆さんや卒業した特別支援学校の先生、そして家族に支えてもらいながら、できる仕事を少しずつ増やせるよう頑張っていきたいです。



高柳さん

自分の仕事に誇りをもって

ベッドメイクや居室の掃除などを行っています。担当している仕事をしっかり終わると達成感を感じます。1年ほど前に、一緒にベッドメイクを担当する後輩職員が入職しましたが、しっかり仕事をできるようになるまで、見本となるように働いていきたいです。



村松さん

企業からのメッセージ

「その人ありき」のアプローチが定着への第一歩

人を仕事に合わせるのではなく、その人その人にわかりやすくアプローチすることで、柔軟に仕事を組み立てていく姿勢が定着のために必要だと思っています。障がいのある人の雇用を通じて、障がいのない人にも優しい職場であってくれればよいと思います。

松和電子システム株式会社

〔事業内容〕情報通信システム機器の販売、施工、保守・無線通信機器のレンタル及びリース等
〔常用雇用労働者数〕115人

〔お話を伺った方〕村山情報通信システム部長、
佐藤総務部経営管理室人事課長

▶ 障がい者雇用の取組の転機

仕事の創り出しが難しく懸案となっていたところ、新たな事業を始めることになり、この業務は障がい者にも行っていただけるのではないかと考え、取組を再開しました。無線機の清掃から設定、書類整理などパソコンでのデータ入力やPDF化の職務も行っています。

▶ 支援機関との連携と職務内容の大切さ

ハローワークへの相談から特別支援学校や就労援助センターにつながり、体験実習等で支援機関の方々にはバックアップをしていただきました。また、合同面接会に参加した際に、やりがいがありそうな職務内容の企業ブースには沢山の方が並んでいるのを見て、やりがいがあると感じていただける職務内容を創り出すこともとても大切なことだと思いました。

企業からのメッセージ

知識を得て、一緒に働いてみる

障がい者に接してみると、他のスタッフと変わらないことがわかりました。まず、一緒に働いてみるということが大切だと思います。また、会社の中だけで考えるのは限界があるので、公的機関などの話を聞いて、研修を受けて、相談してみることが大切であると思います。

真面目にしている損はない！

これから就職される方には、「真面目にしている損はない」ということをお伝えします。「報告・連絡・相談」をしっかりと行い、隠さないことで、周囲から認められ、やりたいと思った業務を任せてもらえます。

大石さん



職場体験を活用しましょう

職場体験で、多くの見えない不安要素を取り除くことができました。これから就職される方も、職場体験をうまく活用することで、自分に合った就職先を見つけられると思います。



Aさん

株式会社青木製作所

〔事業内容〕鋳物金属加工
〔常用雇用労働者数〕73人

〔お話を伺った方〕水野最高執行責任者

▶ 支援機関との連携と業務の創り出し

採用前に支援機関の職員から、コミュニケーションの面や作業面での配慮についてアドバイスをいただきました。就業時間分の業務の創り出しはトイレ清掃など「毎日行う業務」と、「曜日別・月別に行う業務」を組み合わせ、「空き時間に行う業務リスト」も用意しました。採用後は定期的に支援機関職員を交えた3者面談や、何か問題があればその都度相談に応じていただきました。

▶ 障がい者を雇用した経験から学んだこと

障がいがある方とのやり取りの中で、職場が明るくなり、また、社員が交代で行っていた仕事を担ってもらうことで、感謝の念を各社員が持てるようになりました。障害のある方向けに行った工夫の結果、全ての社員が働きやすい職場になったと思います。

企業からのメッセージ

支援機関とのつながりを

企業だけで何とかしようと思わずに、はじめは支援機関に助けをいただくことを勧めます。障がい者雇用の流れを教えてもらい、出前講座で障がい特性などの知識を得られ、企業見学受入れや職場体験実習の受入れの際に助言をいただいたり、職場定着のための相談に乗っていただいたりしたのも助かりました。

会社の皆さんに 励ましてもらっています

現在は工場内全体の清掃業務を担当しています。就業時間を調整していただいて朝礼に参加できるようになったことや、仕事中に会社の皆さんに言葉をかけてもらえることが励みになっています。これから就職する方には、「困ったことがあったら、支援機関に相談してみてください」と伝えたいです。

秋葉さん



東京アライドコーヒーロースターズ株式会社

【事業内容】食品製造事業の運営
【常用雇用労働者数】160人

【お話を伺った方】栗山総務課長

▶ すべての社員に理解を求める

コロナ禍においては、障がいのある方への理解を深めるための eラーニングを導入し、障がい者雇用に取り組む姿勢を醸成するとともに、すべての社員に対し個別面談を実施し、取組みへの理解を求めました。

企業見学、体験実習を経て、障がいのある方から、配慮してほしい事項を丁寧に聞き取り、社員一人ひとりに協力してもらえよう説明しました。

▶ 長く働き続けてもらうために

障がいのあるなしにかかわらず、人は誰も「自分が必要とされている」というモチベーションを持つことで働き続けることができます。一人ひとりに必要な配慮があるから、企業が成り立っている。社員みんなが助け合える環境につながっていくのだと思います。

無理せず休むことも大切です

コーヒー豆の焙煎の量などのデータ入力や、電気やガスの使用量の入力、清掃などを担当しています。体調を崩すこともありますが、そのようなときは医師の指示どおり無理せずに休むようにしています。コーヒーの焙煎量が増える冬季などは忙しくなりますが、周りの方々の助けを得ながら、できる限りこの仕事を続けていきたいと思っています。

永島さん



企業からのメッセージ

本人の自立したい気持ちをサポート

人それぞれに得手不得手があるように、働く場としての配慮を個別に行い、皆で共有すれば、決して特別なことではないということ学びました。そのような取組みを丁寧に行うことにより、良い職場が作られていくのだと思います。本人の「自立したい気持ち」をサポートしてあげることが、企業としての使命であると考えています。

法定雇用率が引き上げられ、障がい者雇用対象企業も拡大されます

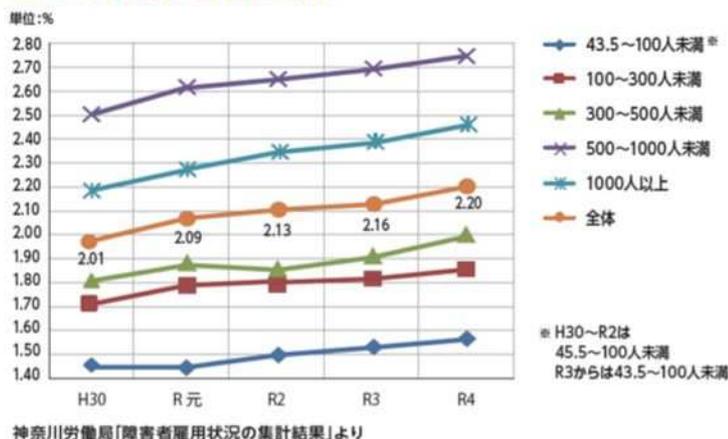
「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく民間企業の障害者法定雇用率は 2.3% から、令和 6 年 4 月 1 日以降 2.5%、令和 8 年 7 月 1 日以降 2.7% に段階的に引き上げられます。

引き上げに伴い、障がい者を雇用しなければならない民間企業の事業主の範囲が従業員 43.5 人以上から 40.0 人以上、37.5 人以上に変わります。

※ 障害者雇用給付金制度の対象(従業員100人を超える法定雇用率未達成の企業)は変わりません。

事業主区分	法定雇用率		
	現行	令和6年 4月以降	令和8年 7月以降
民間企業	2.3%	2.5%	2.7%
国、地方公共 団体等	2.6%	2.8%	3.0%
都道府県等の 教育委員会	2.5%	2.7%	2.9%

企業規模別障害者雇用率



民間企業の障害者雇用率は毎年上昇しています

神奈川県内の民間企業の実雇用率は、毎年、上昇しており、令和 4 年は 2.20% と過去最高を更新していますが、法定雇用率 2.3% にはあと一歩届かない状況です。

これを企業規模別に見ると、ほとんどの企業規模で前年より上昇しており、中でも従業員数が 300 人以上 500 人未満の企業が一番上昇率が高くなっています。

全体の雇用率と比較すると、500 人以上の企業では上回っていますが、500 人未満の企業では下回っています。

神奈川県内の障がい者雇用を支援する機関

障がい者の就職から就職後の職場定着支援まで、障がい者と企業の皆様をサポートします。

お近くの支援機関へ
お気軽にご相談ください。

就労支援機関 ※ 印のセンターは障害者就業・生活支援センター併設

神奈川障害者職業能力開発校

☎042-744-1243
〒252-0315 相模原市南区桜台13-1

(職訓) 神奈川能力開発センター

☎0463-96-4555
〒259-1101 伊勢原市日向496

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 神奈川支部神奈川障害者職業センター

☎042-745-3131
〒252-0315 相模原市南区桜台13-1

横浜東部就労支援センター

☎045-450-5181
〒221-0045 横浜市神奈川区神奈川
2-14-17 加瀬ビル3階301号室

横浜南部就労支援センター

☎045-775-1566
〒235-0032 横浜市磯子区新杉田町8-8
ハマシップモール4階404

横浜北部就労支援センター

☎045-937-3384
〒226-0019 横浜市緑区中山1-6-1
ミヨシズ・シードビル405

横浜西部就労支援センター

☎045-390-3119
〒241-0835 横浜市旭区柏町36-15
柏ハーモニビル202

横浜戸塚就労支援センター ※

☎045-869-2323
〒244-0003 横浜市戸塚区戸塚町4111 吉原ビル2階

横浜中部就労支援センター

☎045-350-2044
〒220-0023 横浜市西区平沼1-38-3
横浜エム・エスビル4階

横浜上大岡就労支援センター

☎045-844-4402
〒233-0002 横浜市港南区上大岡西
1-19-20 ワットビル104

横浜日吉就労支援センター

☎045-560-1801
〒223-0051 横浜市港北区箕輪町2-2-2
ケイケイビル2階

横浜市精神障害者就労支援センター

☎045-475-0142
〒222-0035 横浜市港北区鳥山町1735
横浜市総合保健医療センター1階

川崎南部就労援助センター

☎044-201-8663
〒210-0024 川崎市川崎区日進町5-1
川崎市複合福祉センターふくふく3階

中部就労援助センター ※

☎044-739-1294
〒211-0063 川崎市中原区小杉町
3-264-3 富士通ユニオンビル3階

百合丘就労援助センター

☎044-281-3985
〒215-0011 川崎市麻生区百合丘2-8-2
川崎市北部リハビリテーションセンター3階

相模原就労援助センター ※

☎042-758-2121
〒252-0223 相模原市中央区松が丘
1-23-1 市立障害者支援センター松が丘園内

よこすか就労援助センター ※

☎046-820-1933
〒238-0041 横須賀市本町2-1
横須賀市立総合福祉会館4階

障がい者就業・生活支援センター サンシティ ※

☎0463-37-1622
〒254-0041 平塚市浅間町2-20
藤和平塚コープ1階

湘南地域就労援助センター ※

☎0466-30-1077
〒251-0041 藤沢市辻堂神台1-3-39 タカギビル4階

県央地域就労援助センター ぼむ ※

☎046-232-2444
〒243-0401 海老名市東柏ヶ谷3-5-1
ウエルストーン相模野103

障害者支援センター ぼけっと ※

☎0465-39-2007
〒250-0851 小田原市曾比1786-1 オークプラザII

ハローワーク

ハローワーク横浜

【所管区域】横浜市(旭区、磯子区、神奈川区、
港南区、中区、保土ヶ谷区、西区、南区)
☎045-663-8609
〒220-0004 横浜市西区北幸1-11-15 横浜
STビル4階 横浜公共職業安定所分庁舎

ハローワーク港北

【所管区域】横浜市(港北区、青葉区、都筑区、緑区)
☎045-474-1221
〒222-0033 横浜市港北区新横浜3-24-6
横浜港北地方合同庁舎

ハローワーク戸塚

【所管区域】横浜市(戸塚区、瀬谷区、栄区、泉区)
☎045-864-8609
〒244-8560 横浜市戸塚区戸塚町3722

ハローワーク横浜南

【所管区域】横浜市(金沢区)、横須賀市の一部、
逗子市、三浦郡
☎045-788-8609
〒236-8609 横浜市金沢区寺前1-9-6

ハローワーク川崎

【所管区域】川崎市(川崎区、幸区)、横浜市(鶴見区)
☎044-244-8609
〒210-0015 川崎市川崎区南町17-2

ハローワーク川崎北

【所管区域】川崎市(多摩区、高津区、宮前区、麻生区、中原区)
☎044-777-8609
〒213-8573 川崎市高津区千年698-1

ハローワーク横須賀

【所管区域】横須賀市(ハローワーク横浜南の所管
区域を除く)、三浦市
☎046-824-8609
〒238-0013 横須賀市平成町2-14-19

ハローワーク藤沢

【所管区域】藤沢市、鎌倉市、茅ヶ崎市、高座郡
☎0466-23-8609
〒251-0054 藤沢市朝日町5-12 藤沢労働総合庁舎

ハローワーク平塚

【所管区域】平塚市、伊勢原市、中部
☎0463-24-8609
〒254-0041 平塚市浅間町10-22 平塚地方合同庁舎

ハローワーク小田原

【所管区域】小田原市、足柄上郡
☎0465-23-8609
〒250-0011 小田原市栄町1-1-15 ミナカ小田原9階

ハローワーク相模原

【所管区域】相模原市
☎042-776-8609
〒252-0236 相模原市中央区富士見6-10-10
相模原地方合同庁舎

ハローワーク厚木

【所管区域】厚木市、座間市、海老名市、愛甲郡
☎046-296-8609
〒243-0003 厚木市寿町3-7-10

ハローワーク大和

【所管区域】大和市、綾瀬市
☎046-260-8609
〒242-0018 大和市深見西3-3-21

ハローワーク松田

【所管区域】秦野市、南足柄市、足柄上郡
☎0465-82-8609
〒258-0003 足柄上郡松田町松田惣領2037

